

サツマイモの重要害虫



# アリモドキゾウムシが寄生する 植物の栽培が禁止されています

浜松市内で、サツマイモなどに大きな被害を及ぼす害虫

「アリモドキゾウムシ」の発生  
が確認されています。

※写真は  
植物防疫所  
HPから引用



## 地域の皆様へのお願い

発生区域（裏面）では、アリモドキゾウムシが寄生する  
サツマイモ、エンサイ(空心菜)やアサガオ類  
(ノアサガオ等含む)の栽培が禁止されています。

※作付け禁止等の措置を遵守しない場合は、植物防疫法第  
40条に基づき、3年以下の懲役または100万円以下の罰  
金の対象となる可能性があります。

※自家消費用や鑑賞用に栽培する家庭菜園であっても規制の  
対象となります。

※サツマイモを発見した場合は、除去せず速やかにこちらに  
ご連絡ください。

・静岡県西部農林事務所(地域振興課) 053-458-7219

・名古屋植物防疫所 清水支所 054-352-3775

※ご自宅の敷地内等でサツマイモ以外の寄主植物を見つけた  
場合は、ポリ袋に密閉し、家庭ゴミとして廃棄してください。

寄主植物の例

※写真は植物防疫所HPから一部引用




サツマイモ



エンサイ  
(空心菜)



ノアサガオ

 規制の対象となる区域（発生区域：令和5年12月時点）



- ※令和5年3月19日から変更はありません。
- ※新たにアリモドキゾウムシが発見された場合は、対象地域を拡大する場合があります。
- ※寄主植物の区域外への持ち出しは、禁止されています。
- ※緊急防除期間は、令和6年度も継続されます。



静岡県浜松市アリモドキゾウムシ防除対策協議会

- 静岡県食と農の振興課 ●静岡県西部農林事務所 ●静岡県病害虫防除所
- 浜松市 ●静岡県経済農業協同組合連合会 ●とぴあ浜松農業協同組合



アリモドキゾウムシに関するお問合せ先

- 静岡県西部農林事務所（地域振興課） ☎ 053-458-7219
- （生産振興課） ☎ 053-458-7217
- 静岡県病害虫防除所 ☎ 0538-36-1543
- 静岡県食と農の振興課 ☎ 054-221-2626
- 浜松市農業振興課 ☎ 053-457-2332
- 名古屋植物防疫所 清水支所 ☎ 054-352-3775

アリモドキゾウムシに関する情報→

